

税制に関する提言

一般社団法人 日本観光・IR 事業研究機構

重点事項

日本の経済社会の活力向上・持続的発展と内外の観光客の来訪・滞在の促進を目的として制定された IR 整備法（特定複合観光施設区域整備法）に基づく IR(統合型リゾート) について、投資・整備を行う事業者が出てこないという事態にならないようにするため、以下のことが必要であると考えます。

カジノの勝ち金は、非課税とすることが望ましいが、少なくともカジノ事業者による源泉徴収の対象とはしないこと。^(註1)

(理由)

- (1) IR 整備法がモデルとしているシンガポール、ラスベガスをはじめ、世界中で、源泉徴収の例はありません^(註2)。

仮に源泉徴収を義務づければ、顧客は、日本を避け、アジア内であればシンガポール、マカオ等へ流れることが必至であり、そもそも内外の事業者は日本で IR を立ち上げなくなるでしょう。(シンガポール、ラスベガスに比べ、粗収益 (GGR) に対する高い納付金の率その他の厳しい規制で、

既に事業者は消極的になっています(註³。)

- (2) 国内の既存のギャンブル等による所得も、源泉徴収の対象とはなっていません。国内のギャンブル等の種類に応じて異なる課税関係が生じることは、課税の公平性が維持できず、IR 事業の健全な成長を不当に阻害する要因となります。
- (3) 顧客ごとにデータと個人情報をすべて収集し管理しなければならず、カジノ事業者の事務負担とコストが膨大になり、同時にカジノ顧客においても大きな負担となり、現実的ではありません。また、非居住者である顧客については、顧客ごとにそれぞれの居住国との租税条約との関係を証明させる煩雑な手続が必要になります。

<註 1> 令和元年 12 月 12 日税制改正大綱

「カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、国内外のギャンブル課税の状況、今後制定されるカジノ管理委員会規則等に基づく詳細な規制の具体化の状況、最新の技術の活用可能性等を踏まえつつ、関連する納税環境の整備について、IR 事業の開業に向けて、今後検討する。その際、事業者の事務負担や国際競争力の確保についても考慮する。」

<註 2>

- 1) シンガポール、マカオでは、勝ち金は居住者、非居住者ともに非課税。
- 2) ラスベガスでは、課税される場合でも源泉徴収は事実上ない。

	テーブルゲーム	マシーングेम
居住者	1 ゲームで 5,000 ドル以上かつ 300 倍以上の勝ち金のみ源泉徴 収。	源泉徴収はなし。
非居住者	主要なゲーム (*) は非課税。 課税されるマイナーなゲーム も多くの場合は租税条約によ り非課税。	多くの場合は租税条約により 非課税。

* ルーレット、ブラックジャック、バカラ、クラップス、及びビッグシック
ス (マネーホイール)。

<註 3> 令和 2 年 5 月 12 日世界最大手のサンズが日本に参入しないことを発
表

「IR の整備に関する仕組みでは、日本で当社の目標を達成することができませ
ん。」 “the framework around the development of an IR has made our goals there
unreachable.”